

# 入札公告

農林業集落排水施設維持管理業務包括委託について、次のとおり制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年10月29日

越前市長 奈良 俊幸

## 1 入札に付する業務

(1) 業務名 農林業集落排水施設維持管理業務包括委託

(2) 業務場所 越前市内の各農林業集落排水施設

塚地区農業集落排水施設（塚町地係）

北地区農業集落排水施設（北町地係）

平吹地区農業集落排水施設（下平吹町地係）

白崎地区農業集落排水施設（合併浄化槽1基含む）（白崎町地係）

安養寺地区農業集落排水施設（安養寺町地係）

大塩・国兼地区農業集落排水施設（国兼町地係）

中山地区林業集落排水施設（中山町地係）

(3) 業務内容 農林業集落排水施設維持管理業務包括委託 一式

### 対象施設概要

| 処理区名    | 施設概要                                           |            |
|---------|------------------------------------------------|------------|
|         | 現有施設(能力)                                       | 処理方式       |
| 塚地区     | ・ 計画人数 610人                                    | JARUS III型 |
| 北地区     | ・ 計画人数 1,550人<br>・ マンホールポンプ場 1箇所               | JARUS III型 |
| 平吹地区    | ・ 計画人数 630人<br>・ マンホールポンプ場 1箇所                 | JARUS III型 |
| 白崎地区    | ・ 計画人数 2,480人<br>・ マンホールポンプ場 4箇所<br>・ 合併浄化槽 1基 | JARUS OD型  |
| 安養寺地区   | ・ 計画人数 680人<br>・ マンホールポンプ場 6箇所                 | JARUS XIV型 |
| 大塩・国兼地区 | ・ 計画人数 720人<br>・ マンホールポンプ場 9箇所                 | JARUS XIV型 |
| 中山地区    | ・ 計画人数 100人<br>・ マンホールポンプ場 1箇所                 | JARUS S型   |

(4) 業務期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

(5) 委託料の契約上の上限額等（消費税および地方消費税相当額を含む。）

金 275,539,000円

(6) 契約形態 5年間の債務負担行為契約とする。

(7) 入札方式 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

2 入札参加資格要件

次に掲げる条件を全て満足する者

(1) 令和3年度越前市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(3) 地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づく当該契約に係る入札の公告日から契約締結日までの期間において、越前市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領による指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 本社又は主たる営業所の所在地が、福井県内にあること。

(6) 平成18年4月1日以降、北陸地域（福井県・石川県・富山県）において、類似業務（JARUSⅢ型、OD型、XⅣ型およびS型で対象区域の計画人数が2,000人以上の処理施設の運転管理業務をいう）について、元請又は共同企業体の構成員として3年以上の受注実績を有する者

(7) 福井県内での浄化槽保守点検業登録のある業者であること。もしくは、様式5-1号を提出することができる業者であること。

(8) 次に掲げる要件を満たす者を配置できること。

(ア) 下記に掲げる基準を満たす総括責任者を当該業務に専任で配置できること。

① 浄化槽法第10条第2項で定める資格（浄化槽技術管理者）を有する者で、実務経験を5年以上有する者。

② 計画人数2,000人以上の業務に関し、直前の15年間において3年以上の実務経験を有する者。

③ 総括責任者は、3カ月以上の継続的な雇用関係が確認できるものであること。

(イ) 下記に掲げる基準を満たす副総括責任者を当該業務に専任で配置できること。

① 浄化槽法第10条第2項で定める資格（浄化槽技術管理者）を有する者で、実務経験

を2年以上有する者

② 副総括責任者は、3カ月以上の継続的な雇用関係が確認できるものであること。

(ウ) 日常業務の遂行に必要な下表の有資格者が配置できること。

① 浄化槽管理士 (浄化槽法第45条第1項の規定に基づく資格者)

② 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 (労働安全衛生法第14条の規定に基づく資格者)

(9) 越前市の市税及び(4)の福井県内にある本社又は主たる営業所の所在地の市税又は町税を滞納していない者

### 3 入札参加申込書等の配布及び配布方法

#### (1) 配布期間及び配布方法

(ア) 配布期間 令和3年10月29日(金)から令和3年11月10日(水)まで

(イ) 配布方法 越前市ホームページ:「入札情報」からデータ配布

#### (2) 入札参加申込書等の質問受付

入札参加申込書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面は持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(ア) 受付期間 令和3年10月29日(金)から令和3年11月5日(金)まで  
(土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(イ) 受付場所 越前市家久町108-8-1 越前市下水道課 家久浄化センター2階事務室  
電話(0778)24-2910

#### (3) (2)の質問があったときは、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。

(ア) 閲覧期間 令和3年10月29日(金)から令和3年11月9日(火)まで

(イ) 閲覧場所 越前市ホームページ:「入札情報」からデータ配布

### 4 入札参加申込書等の提出

(1) 入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者、又は確認を受けられなかった者は、入札に参加することができない。

(ア) 制限付き一般競争入札(総合評価落札方式)参加申込書 (様式第1-1号)

(イ) 同種業務の実績に関するもの (様式第2-1号)

(ウ) 配置予定技術者等の資格及び業務経験に関するもの (様式第3-1号)

(エ) 浄化槽保守点検業登録等に関するもの (様式第4-1号)

(オ) 浄化槽保守点検の業務提携に関するもの (様式第5-1号)

(カ) 越前市の市税及び福井県内にある本社又は主たる営業所の所在地の市税又は町税を滞納

していないことを証明する書類

※総合評価に関する事項は、「8 総合評価落札方式について」参照。

## (2) 入札参加申込書等の提出期間及び提出場所

入札参加申込書等は持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (ア) 提出期間 令和3年10月29日(金)から令和3年11月10日(水)まで  
(土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (イ) 提出場所 越前市家久町108-8-1 越前市下水道課 家久浄化センター2階事務室  
電話(0778)24-2910
- (ウ) 提出部数 2 部

## 5 発注業務委託図書等の貸与

### (1) 設計図書等の閲覧

業務委託に係る、要求水準書・共通仕様書・設計書・図面等(以下「設計図書等」という。)は、入札参加を希望する者に、CD-Rにて貸与する。

- (ア) 貸与期間 令和3年10月29日(金)から令和3年12月1日(水)まで  
(土曜日・日曜日及び祝日は除く。)の午前9時から午後5時まで
  - (イ) 貸与場所 入札参加申込書等の質問受付場所と同じ(家久浄化センター)
- ### (2) 設計図書等の質問書受付

設計図書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。なお、書面は持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

- (ア) 受付期間 令和3年10月29日(金)から令和3年11月26日(金)まで  
(土曜日・日曜日及び祝日は除く。)の午前9時から午後5時まで。
  - (イ) 受付場所 入札参加申込書等の質問受付場所と同じ(家久浄化センター)
- ### (3) 質問回答書閲覧

(2)の質問があったときは、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。

- (ア) 閲覧期間 令和3年11月2日(火)から令和3年11月30日(火)まで
- (イ) 閲覧場所 越前市ホームページ:「入札情報」からデータ配布

## 6 入札参加資格者の決定

### (1) 入札参加資格確認通知書

入札参加資格があると認められた者、又は認められなかった者にはその旨を通知する。

通知日:令和3年11月12日(金)

### (2) 確認が受けられなかった者に対する理由の説明

- (ア) 確認が受けられなかった者は、市に対してその理由について説明を求めることができる。

- (イ) アの説明を求める場合は、令和3年11月18日（木）午後5時までに書面を持参して提出するものとし、郵送、電送、及び電話によるものは受け付けない。
- (ウ) イの書面の提出先は越前市下水道課家久浄化センターとする。
- (エ) イの書面の提出があったときは、市は令和3年11月22日（月）までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 7 入札参加資格の取消

入札参加資格確認通知の後において、入札参加資格者が次の各号の一つに該当することとなったときは、当該入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当するに至ったとき。
- (2) 入札参加資格者が指名停止措置を受けたとき。
- (3) 入札参加申込書及び技術提案書等に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

## 8 総合評価落札方式について

総合評価落札方式は、下記のとおり実施する。

### (1) 総合評価の方法

入札書に記載された価格を基に算出した「価格評価点」と「技術提案書」を評価し算出した「技術評価点」を加算し、「総合評価値」を算出し、落札者を決定する。

### (2) 「技術評価点」の算出の基礎となる評価項目及び評価基準

本業務委託における業務実施方針等に関する評価項目、評価内容及び評価点数（以下、「評価項目等」という）については、別添「公共下水道施設維持管理業務包括委託 技術提案評価基準」のとおりとし、「技術提案書」により各評価項目に関する資料の提出を求めるものとする。

### (3) 「価格評価点」の算出方法

$$\text{価格評価点} = (\text{最低入札価格} / \text{当該入札価格}) \times 60$$

なお、算出された評価点の小数点第2位を四捨五入する。

### (4) 「技術評価点」の算出方法

上記(2)により提出された資料について、審査員4名が審査し、採点を行う。4名の平均点を「技術評価点」とする。

なお、算出された評価点の小数点第2位を四捨五入する。

### (5) 「総合評価値」の算出方法

$$\text{総合評価値（総配点100点）} = \text{価格評価点（配点60点）} + \text{技術評価点（配点40点）}$$

### (6) 落札者の決定

①入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、上記（５）で算出された「総合評価値」が最も高かった者を落札者とする。

②総合評価値が同点の場合は、入札価格が安かった者を落札者とする。

（７）応札者が１者の場合

合格点を８４点以上とし、評価点（全審査委員の総合評価値の合計の平均値）が基準点を満たす場合とする。（満たさない場合は該当者なし。）

## ９ 技術提案書の提出

入札参加資格確認通知書にて入札参加資格があると認められた者は技術提案書（様式第６号）を提出しなければならない。プレゼンテーション用データも提出すること。（印刷物、データ共に提出すること。）

提案内容は、「別紙 技術提案評価基準」の内容に則したものであること。なお、技術提案書及びプレゼンテーション用のデータには会社名等が特定できる内容は記載しない事。

（ア）提出期限 令和３年１２月１日（水）午後５時必着

（イ）提出部数 正本 １部 副本 ９部 合計１０部

プレゼンテーション用データ ＣＤ－Ｒ １枚

## １０ 入札手続等

（１）日 時 令和３年１２月１３日（月）午前１０時１０分

（２）場 所 越前市役所 ４階 会議室４－１

（越前市府中一丁目１３－７）

（３）入札方法

ア 入札書は、入札の日時に入札場所へ持参して提出するものとし、郵便による送付又は電送によるものは認めないものとする。

イ 入札金額は、５年間（令和４年４月１日～令和９年３月３１日）の業務の履行に要する一切の諸経費を含めた金額を見積るものとする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００を入札書に記載すること。（入札書に記載する金額には、消費税を含まないこと。）

エ 最低制限価格は設定しない。

オ 入札回数は２回を限度とする。

#### (4) その他

入札の参加に当たっては、6.(1)の入札参加資格確認通知書を持参すること。

#### 1.1 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

技術資料に関するプレゼンテーション及びヒアリングを下記のとおり実施する。なお、開始時間等については、別途通知する。

- (1) 日 時 令和3年12月14日(火) 午後3時30分～(予定)
- (2) 場 所 水循環センター(越前市瓜生町19-3-3)
- (3) 出席者は技術提案を熟知している者で3名以内とする。
- (4) プレゼンテーションは15分以内、ヒアリングは15分程度とし、順次個別に行うものとする。
- (5) プレゼンテーションは、提出された技術提案書に基づいて説明し、補足説明資料やその他の追加資料の配布及び説明はできないものとする。
- (6) 入札参加者が1者の場合でも、参加資格要件を備えている限りプレゼンテーションは実施する。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の流行状況や、国、県及び市の新型コロナウイルスへの対応施策により、オンラインでのプレゼンテーション等の実施等、プレゼンテーションの方法及び実施日を変更する可能性がある。変更となった場合は、随時通知する。また、出席予定者は、当日の朝に必ず検温を行い、検温結果で37.5℃以上、咳、倦怠感、息苦しさ等風邪の症状が感じられる場合は、参加できないものとする。また、オンライン等で行う場合の環境整備に係る準備や一切の費用は、参加者の負担とする。

#### 1.2 入札保証金

入札保証金(入札金額の100分の5以上)については、越前市契約規則(令和17年10月1日規則第54号)の規定に基づき納付するものとする。ただし、同規則第8条に該当する場合は入札保証金の全部又は一部を免除する。なお、入札保証金には利子は付さないものとする。

納入期限: 令和3年12月1日(水)

#### 1.3 落札者の決定

落札者を決定しようとするときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格であり、総合評価値の最も高い者を落札者とする。この場合、落札決定後は速やかに落札者に通知するものとする。

通知日: 令和3年12月17日(金)

#### 1 4 評価項目内容の履行の担保

加点評価の対象となった評価項目の履行の担保を図るため、加点評価を行った評価項目について、それらの提案内容が運行実施に当たって十分に履行されていない場合には、履行するように求めるものとする。

#### 1 5 契約書の作成

越前市契約規則に基づき、落札決定通知日から10日以内（休日を除く）に契約を締結する。

#### 1 6 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額を契約期間の総月数で除した額に12を乗じて計算した額の100分の10以上とし、契約保証金には利息は付さないものとする。なお、契約保証金の納入については、越前市契約規則に基づき次の中から選択し、発注者に契約締結までに納入すること。

- (1) 現金又は金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手。  
(契約保証金に代わる担保)
- (2) 国債、地方債その他越前市が確実と認める有価証券。
- (3) 契約の不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関又は前払金保証事業会社の保証証書。
- (4) 契約の不履行により生ずる損害を保証する履行保証保険の締結及び当該保険証の越前市への寄託。

#### 1 7 入札の無効

この入札に参加する者に必要な資格のないもの、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者、及び入札心得において示した条件に違反した者は無効とする。

なお、確認を受けた者であっても、申請書提出後入札までに指名停止を受けた者及び入札時点において2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は無効とする。

#### 1 8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とし、提出された技術資料は、原則返却しないものとする。
- (3) 評価結果は、越前市ホームページで公表する。公表する事項は、件名、入札日時、設計価格、落札業者名、入札参加者の入札価格、入札参加者の技術評価点、入札参加者の評価値と



する。

- (4) 技術資料に記載された内容については、原則として変更契約の対象としない。ただし、契約締結後、天災その他の不可抗力による条件変更が生じた場合は、契約変更の対象とし、技術資料の記載内容に基づき作成された業務計画の見直しを行うものとする。
- (5) その他不明の点については、越前市建設部下水道課家久浄化センター（0778-24-2910）に照会すること。